

附 則

(施行期日)

1 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十七年九月一日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び第三項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正法による改正後の金融商品取引法（以下「新金融商品取引法」という。）第六十条の十四第一項の許可を受けようとする者は、施行日前においても、同条第二項において準用する新金融商品取引法第六十条の二の規定の例により、その許可の申請をすることができる。

3 内閣総理大臣は、前項の規定による許可の申請があつた場合には、施行日前においても、新金融商品取引法第六十条の十四第二項において準用する新金融商品取引法第六十条の三の規定の例により、その許可をすることができる。この場合において、その許可を受けた者は、施行日において新金融商品取引法第六十条の十四第一項の許可を受けたものとみなす。